

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について
(答申素案)

平成 27 年 10 月

福島県環境審議会

目 次

1 産業廃棄物税の概要	
(1) 産業廃棄物税導入の経緯等	1
(2) 税制度の概要	1
(3) 他道府県における税制度	2
2 本県の産業廃棄物の状況	2
(1) 県内排出量の状況	2
(2) 県内最終処分量の状況	4
(3) 県外への搬出量・県外からの搬入量の状況	5
(4) 県内最終処分場の埋立量の状況	5
3 産業廃棄物税の施行状況	6
(1) 申告納入・申告納付の状況	6
(2) 税収等の推移.....	6
(3) 事業者別の税収状況	7
(4) 充当事業の実績	7
4 産業廃棄物税の今後のあり方について	12
(1) 税導入の効果	12
(2) 税制度の継続の必要性	12
(3) 税制度	12
(4) 税の用途	14
5 その他	15
<参考資料>	
産業廃棄物税充当事業一覧	16
他道府県における産業廃棄物税の概要	19

1 産業廃棄物税の概要

(1) 産業廃棄物税導入の経緯等

循環型社会の形成に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきたが、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法が循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号。以下「条例」という。）が平成18年4月1日から施行され、施行後5年目に当たる平成22年に現行制度のまま適用期間が延長されている。

条例において、平成27年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、平成28年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討を行った。

なお、福島県地方税制等検討会において税制面から専門的検討が行われ、平成27年8月4日に提出された検討報告書の内容も踏まえて総合的な検討を加えた。

- 平成26年 8月11日 環境審議会へ諮問
- 平成26年 9月 2日 環境審議会全体会（制度の概要説明）
- 平成26年11月18日 環境審議会第二部会（制度のあり方検討）
- 平成27年 2月 6日 環境審議会第二部会（中間とりまとめ素案の検討）
- 平成27年 3月20日 環境審議会第二部会（中間とりまとめ案の検討）
- 平成27年 3月30日 中間とりまとめの決定
- 平成27年 4月16日 「中間とりまとめ」に対するパブリックコメント
～5月16日 の実施
- 平成27年 7月 3日 第1回地方税制等検討会（税制面からの制度検討）
- 平成27年 7月31日 第2回地方税制等検討会（検討報告書案の検討）

(2) 税制度の概要

ア 目的

- ・産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- ・産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

イ 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

ウ 課税標準 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

エ 税率 1,000円/トン

オ 徴収方法

- ・排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。

※ 特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。

- ・排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

カ 課税の特例

- ・排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に1/2を乗じたものを課

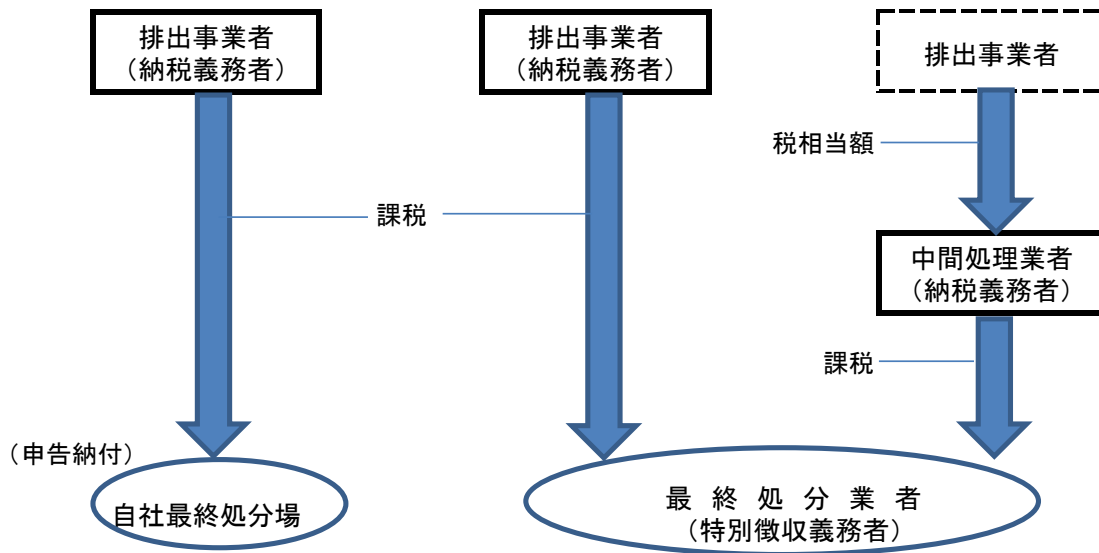
税標準とする。

- ・排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

キ その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場等で併せて処理される産業廃棄物は課税対象としない。

【税の仕組み図】



(3) 他道府県における税制度

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、平成27年3月現在で本県を含む27道府県で導入されている。

また、東北地方では6県すべてで導入されている。

産業廃棄物税を導入している27道府県のうち、排出事業者が年間排出量から税額を計算して県に直接申告納付する方式（事業者申告納付方式）を採用しているのは2県（三重県、滋賀県）であり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式（特別徴収方式）を採用している。

また、税率は、本県を含めた全27道府県において1トンあたり1,000円となっている。

現時点では、見直しを経て、全27道府県が制度を継続している。

2 本県の産業廃棄物の状況

(1) 県内排出量の状況

産業廃棄物の県内排出量は、税を導入した平成18年度以降減少が続いた。

平成23年度は東日本大震災により産業活動が停滞した影響などにより排出量が大きく減少となったが、平成24年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより排出量が増加し、平成22年度と同程度となった。平成25年度には平成19年度と同程度になった。

種類別に見ると、直近の平成24年度平成25年度は、「汚泥」が最も多く、次いで「がれき類」、「ばいじん」となっている。平成18年度以降は「汚泥」が減

少傾向、震災以降の平成23年度から「がれき類」が増加傾向にある。

業種別に見ると、直近の平成24年度平成25年度は、「製造業」が最も多く、次いで「建設業」、「電気・ガス・水道業」となっている。次いで「電気・ガス・水道業」、「建設業」となっている。「製造業」は、平成18年度以降、減少傾向にあり、「電気・ガス・水道業」及び「建設業」はあったが平成25年度には増加している。震災以降の平成23年度から「建設業」が「電気・ガス・水道業」を上回った。増加傾向にある。

表1 県内排出量

(単位:万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
排出量	863.2	846.9	834.4	821.8	799.4	745.4	805.2	849.0
平成18年度比	100%	98% (△ 2%)	97% (△ 3%)	95% (△ 5%)	93% (△ 7%)	86% (△ 14%)	93% (△ 7%)	98% (△ 2%)

(単位:万t)

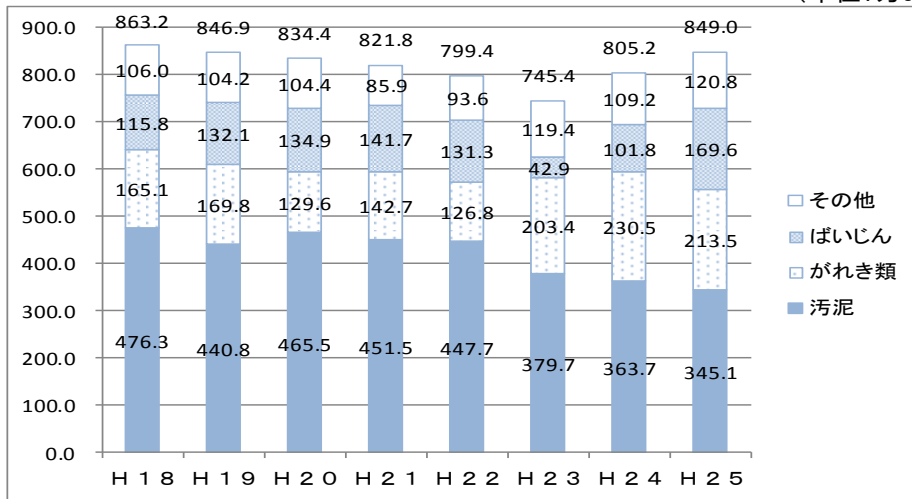


図1 種類別排出量

(単位:万t)

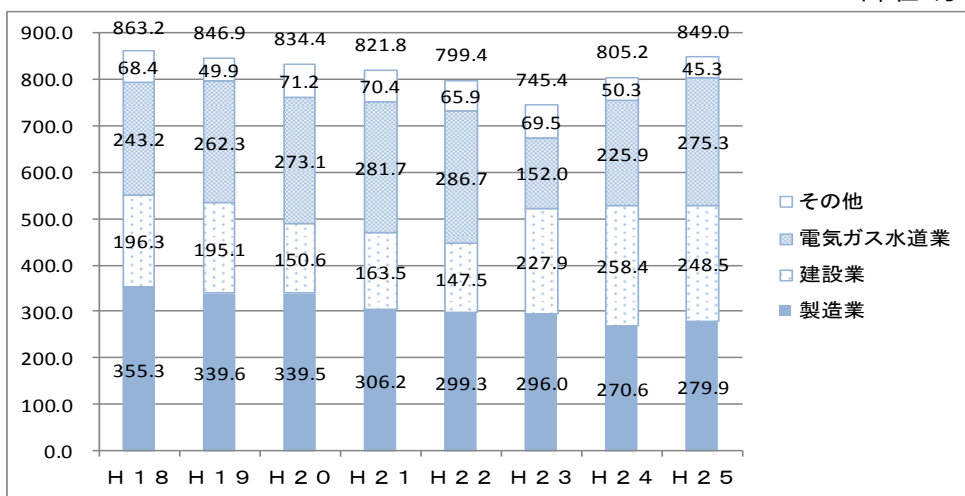


図2 業種別排出量

(2) 県内最終処分量の状況

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量は、平成18年度以降、増加傾向が続いたが、平成20年度を境に減少傾向に転じた。

平成23年度は東日本大震災により産業活動が停滞した影響などにより大きく減少となったが、平成24年度以降は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事の進捗などにより以前の水準より増加した。

種類別に見ると、平成18年度以降は「ばいじん」が増加傾向にあり、最終処分量全体の中でも「ばいじん」の占める割合が高い。

業種別に見ると、平成18年度以降は「製造業」が減少傾向となっている。最終処分量全体の中では「電気・ガス・水道業」の占める割合が高い。

平成18年度から平成20年度にかけて最終処分量が増加しているのは、火力発電所から排出される「ばいじん」が大きな影響を及ぼしているためである。「ばいじん」は主にセメント原料として再生利用されるが、景気の悪化等に伴い再生利用量が低下したことから、最終処分量が増加した。

表2 県内発生 of 産業廃棄物の最終処分量

(単位: 万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
最終処分量口 (最終処分率)	61.3 (7%)	69.6 (8%)	80.0 (10%)	71.8 (9%)	72.6 (9%)	52.3 (7%)	96.2 (12%)	83.8 (10%)
平成18年度比	100%	114% (14%)	131% (31%)	117% (17%)	118% (18%)	85% (△15%)	157% (57%)	137% (37%)

(注) 最終処分率=(最終処分量/産業廃棄物の県内排出量)×100

(単位: 万t)

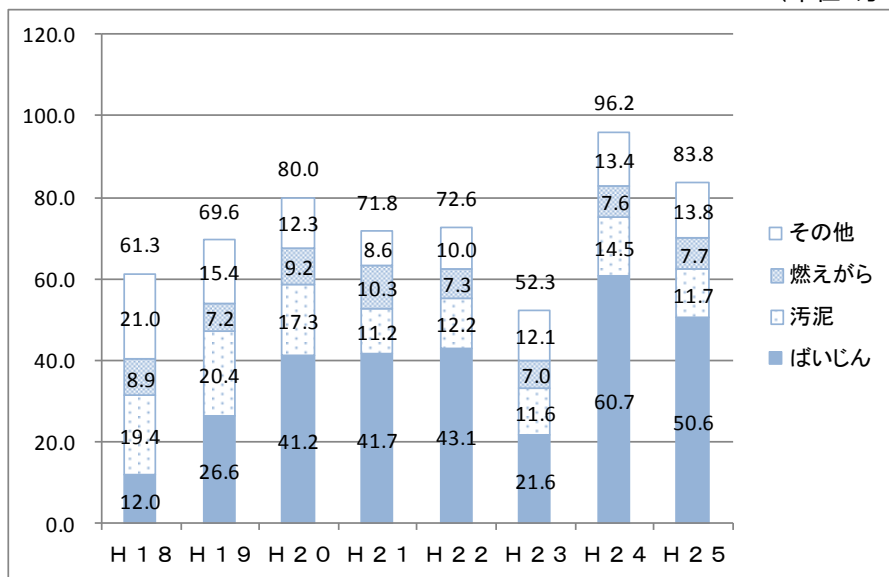


図3 種類別最終処分量 (県内産業廃棄物)

(単位: 万t)

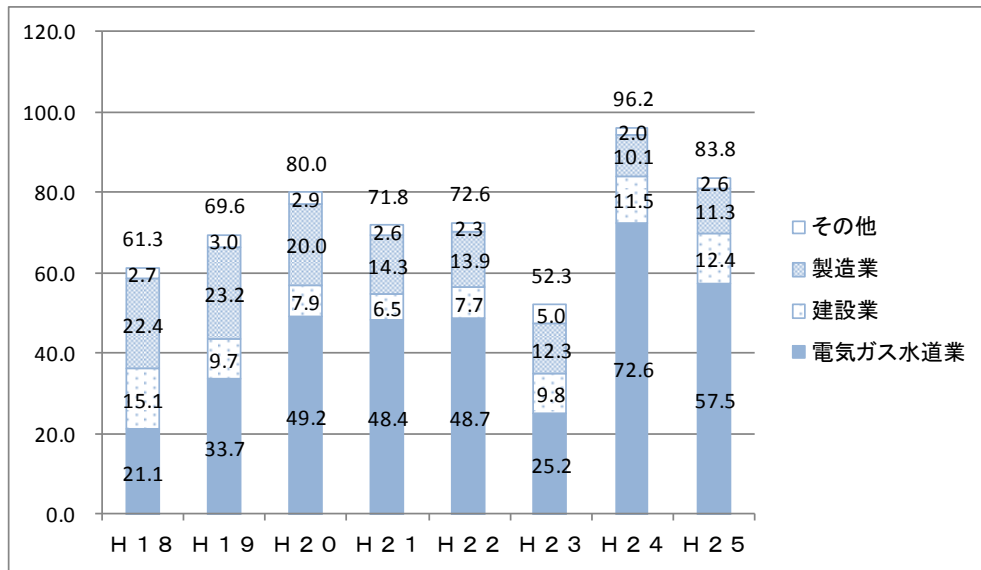


図4 業種別最終処分量 (県内産業廃棄物)

(3) 県外への搬出量・県外からの搬入量の状況

産業廃棄物の最終処分に係る県外への搬出量・県外からの搬入量については、平成18年度以降平成22年度まで大幅な増減は見られなかったが、東日本大震災が発生した平成23年度以降はどちらも増加傾向にある。

表3 県外の最終処分場への搬出量

(単位: 万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
県外への搬出量	1.3	1.2	1.7	2.6	1.7	3.2	4.8	5.7

表4 県内の最終処分場に県外から搬入された量

(単位: 万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
県外からの搬入量	15.5	18.3	18.0	15.5	18.5	18.6	23.5	24.9

(4) 県内最終処分場の埋立量の状況

県内の最終処分場に搬入され最終処分されている埋立量(表2～4の数値から積算したもの)は下記のとおりであり、県内最終処分量の状況とほぼ同じ傾向となっている。

表5 県内の最終処分場における埋立量

(単位: 万t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
埋立量	75.5	86.7	96.3	84.7	89.4	67.7	114.9	103.0
平成18年度比	100%	115% (15%)	128% (28%)	112% (12%)	118% (18%)	90% (△10%)	152% (52%)	136% (36%)

(注) 埋立量＝最終処分量－県外への搬出量＋県外からの搬入量

3 産業廃棄物税の施行状況

(1) 申告納入・申告納付の状況

現在、県内の特別徴収義務者数（※1）は22（施設数25）であり、自社最終処分事業者数は11（施設数14）、特例納付事業者数（※2）は4（施設数5）となっている。

※1 特別徴収義務者とは、特別徴収により納税義務者から税を徴収し、県に納める事業者をいう。

※2 特例納付事業者とは、課税標準の特例（年間最終処分量1万トンを超える場合は、そのを超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者をいう。

主として、最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い「申告納入」しているところであり、排出事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）については、納税義務者自らが「申告納付」を行っている。

(2) 税収等の推移

各年度の税収等は表6のとおりである。

平成23年度は東日本大震災により産業活動が停滞した影響などにより税収額が減少となったが、平成24年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより税収額が増加している。

税収に見合った事業充当を行っているが、平成23年度は東日本大震災の影響で事業が一部実施できなかつたものもある。

また、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金（福島県産業廃棄物税基金条例（平成18年福島県条例第15号））を設け、適正に管理している。

表6 産業廃棄物税の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	(単位:千円)	
						H27 当初予算	
税収額 ①	580,828	470,554	765,997	706,742	636,854		555,662
徴税費用(7%) ②	40,658	32,939	53,620	49,472	44,580		38,896
基金利息積立 ③	431	572	638	762	384		829
繰越事業積立等※ ④	15,000			463			
積立額 ⑤	555,601	438,187	713,015	658,495	592,658		517,595
⑤=①-②+③+④							
事業充当額 ⑥	496,841	295,888	402,832	622,833	657,746		950,067
基金残高 ⑦							
⑦=⑤-⑥	427,976	570,275	880,458	916,121	851,033		418,561
+前年度の基金残高							
単年度の基金残高	(58,760)	(142,299)	(310,183)	(35,662)	(△65,088)		(△432,472)

(注) 「※④」平成22年度は東日本大震災による繰越事業の執行残積立額、平成25年度は前年度事業過充当額戻入額。

(3) 事業者別の税収状況

表6で示した税収額のうち、特別徴収義務者、課税の特例を受ける自社処分事業者及び特例納付事業者ごとの税収の推移は表7のとおりである。

自社処分事業者の納税額は平成22年度の約370万円から平成26年度には約180万円程度に低下しており、全体の税収額に占める割合は小さい。

また、特例納付事業者の納税額は東日本大震災による産業活動の停滞などによる減少や火力発電所から排出される「ばいじん」の再生利用が進まなかったことなどによる増加が見られ、1億円から3億4千万円程度で推移し、税収額全体の約22～45%を占めている。

表7 産業廃棄物税の推移

(単位:千円)

区分	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 予算
特別徴収義務者	316,593	363,930	424,054	402,872	462,432	385,677
自社処分事業者	3,701	2,394	1,882	1,784	1,883	1,922
特例納付事業者	260,534	104,230	340,061	302,086	172,539	168,063
合計	580,828	470,554	765,997	706,742	636,854	555,662

(4) 充当事業の実績

産業廃棄物税を活用した目的別の事業充当額と事業数は表8のとおりである。平成23年度は東日本大震災の影響で事業が一部実施できなかったものがあったものの、その後回復充実が図られている。

表8 目的別の事業充当額と事業数

(単位:千円)

目的	年度	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算	5カ年合計	H27 予算
産業廃棄物排出量の抑制		106,609	92,946	121,071	85,720	64,472	470,818	116,234
		5事業	3事業	4事業	4事業	4事業	20事業	3事業
リサイクル(物質循環)の 推進		9,207	1,647	11,546	10,141	17,382	49,923	19,451
		3事業	2事業	2事業	3事業	3事業	13事業	3事業
産業廃棄物処理施設の 整備促進		112,832	53,598	92,814	129,406	108,092	496,742	150,145
		12事業	9事業	8事業	11事業	11事業	51事業	10事業
産業廃棄物に関する 県民理解の促進		48,063	7,300	10,735	14,540	27,164	107,802	31,815
		11事業	4事業	4事業	4事業	6事業	29事業	6事業
不法投棄の未然防止		182,934	124,504	133,065	133,340	137,284	711,127	148,055
		3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	15事業	3事業
その他産業廃棄物税の 目的に適合する事業		37,196	15,893	33,601	249,686	303,352	639,728	484,367
		5事業	2事業	3事業	4事業	6事業	20事業	4事業
合計		496,841	295,888	402,832	622,833	657,746	2,476,140	950,067
		39事業	23事業	24事業	29事業	33事業	148事業	29事業

平成22年度からの5カ年で、産業廃棄物税を活用した主な事業は次のとおりである。

産業廃棄物排出量の抑制

470,818千円

~~472,244千円~~

○産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（生活環境部）

排出事業者が排出抑制等を目的とした施設や設備を整備する場合に補助金を交付した。

平成22年度から~~25年度~~平成26年度までの~~4カ年~~5カ年で排出事業者~~1519~~事業者に対し、~~238,786千円~~291,449千円の補助金を交付し、汚泥の脱水・乾燥施設等9件、再生ペレット装置等~~2件~~3件（廃プラスチック類）、クリンカアッシュの再利用施設1件（燃え殻）、廃酸の分解処理装置1件、研磨排水の浄化処理装置1件（廃油）、発酵処理機1件（動物のふん尿）、膜脱水装置~~1件~~、精密自動外観検査機1件、破砕機等1件の施設整備に対して支援を行った。その結果、汚泥1,616トン/年、廃プラスチック類~~155~~219トン/年、燃え殻~~17,127~~22,141トン/年、廃酸1,508トン/年、廃油~~248~~363トン/年、動物のふん尿~~525~~111トン/年、陶磁器くず類~~1,215~~トン/年合計約2万~~7~~7千トン/年の産業廃棄物が削減された（一部に削減計画量を含む）。

また、産業廃棄物処理施設への高度な処理技術導入や維持管理等のための調査研究に対して補助金を交付した。

平成22年度から~~25年度~~平成26年度までの~~4カ年~~5カ年で産業廃棄物処理業者2事業者に対し、4,499千円の補助金を交付し、最終処分場内の排出ガスの燃焼処理設備の導入に繋がったなどの成果がでている。

○エコ・リサイクル製品普及拡大事業（生活環境部）

産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定、普及啓発等に総合的に取り組んだ。

平成22年度から~~25年度~~26年度までの~~4カ年~~5カ年でエコ・リサイクル製品29件を認定し、平成22年の21件から平成~~26年~~27年4月1日現在で50件（25事業者）に増加している。

エコ・リサイクル製品の主なものとしては、県内で発生する間伐材を使用した道路の視線誘導標、ガラスくずを再利用した側溝ふたなどがある。

○産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業（商工労働部）

排出事業者等による産業廃棄物の減量化や再資源化の取り組みを促進するため、ハイテクプラザにおいて技術開発及び技術移転を実施した。

その結果、排出事業者による廃瓦の調湿、消臭特性を利用した再生利用製品の開発、販売に繋がったほか、県内企業に電解加工廃液の再利用化の技術移転を行ったことにより製品開発、販路拡大に繋がったなどの成果がでている。

リサイクルの推進

49,923千円

~~51,230千円~~

○環境にやさしいモデル工事推進事業（土木部）

省エネルギー、省資源、リサイクル、生態系保全の4つをキーワードとした建設資材を使用するモデル工事を選定し、その工事請負費の全部または一部を助成し、環境資材の使用機会を拡大し、認識を高めた。

平成22年度から~~25年度~~26年度までの~~4カ年~~5カ年で~~18件~~26件の県公共工事で間伐材を使用した道路の視線誘導標などの環境資材を使用した。

○資源活用！食品リサイクル推進事業（農林水産部）

食品残さの資源循環利用を推進するため、食品リサイクルに関する研修会及び情報交換会を行うとともに、食品残さ由来のエネルギーを利用した農作物の栽培を行う食品リサイクル・ループモデル事業を実施した。

○紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業（生活環境部）

猪苗代湖の水質を復活させ、未来の世代に継承していくため、県民が一丸となった水環境保全に向けた活動を推進した。県民と漂着ごみの回収等を行うことで意識啓発を行ったり、刈り取った水生植物を堆肥化等することにより循環資源の推進を行った。

産業廃棄物処理施設の整備促進

496,742千円

501,377千円

○ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻及び処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類の濃度調査を行った。また、燃え殻、汚泥等を中間処理し、製品として再生利用している物についてダイオキシン類等有害物質調査を行った。

平成22年度から~~25年度~~26年度までの~~4カ年~~5カ年で、燃え殻等~~4050~~施設、放流水~~105129~~施設、中間処理物~~1215~~施設について調査を行い、安全を確認した。

○産業廃棄物業者情報提供環境整備事業（生活環境部）

産業廃棄物処理業者等情報管理システムを構築し処理業者の許可情報を公開することにより、排出事業者が安心して廃棄物の処理を委託できる環境を整えた。

○ダイオキシン類発生源総合調査事業（生活環境部）

産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施した。また、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施した。

○アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業（生活環境部）

石綿含有廃棄物の処理施設や建築物の解体工事現場等周辺及び県内の一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握し、事業者への指導を徹底して健康被害の防止を図った。

- 産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業（生活環境部）
産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理施設や産業廃棄物排出事業場で水質汚濁防止法等の対象にもなっている事業場の監視・指導を行った。また、廃油の漏洩や廃液の流出などの水質事故時における原因調査及び環境への影響調査を行った。
- 産廃排出事業場等土壌汚染対策推進事業（生活環境部）
産業廃棄物を排出する工場、事業場等に対し、土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に基づき、汚染土壌の適正処理及び地下水汚染の未然防止を図った。
- 産業廃棄物関係モニタリング機能強化事業（生活環境部）
環境センターにおける産業廃棄物関係の調査分析に必要な機器整備等を行った。
- 化学物質安全・安心社会づくり促進事業（生活環境部）
化学物質のリスクに関する専門的知識を有する外部講師等に、化学物質リスクコミュニケーションに関する専門的な知識等の普及を依頼することにより、産業廃棄物多量排出事業者等から排出される化学物質の排出量の削減を図るとともに、産業廃棄物処理業者に対する地域住民の安全・安心を確保した。

産業廃棄物に関する県民理解の促進

107,802千円
~~108,978千円~~

- 産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業（生活環境部）
優良産業廃棄物処理業者の認定基準の1つである電子マニフェストの導入を支援するため、産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対して、電子マニフェストの操作説明会を開催した。
平成22、24、25～26年度の3年間4年間で28 33回開催し、延べ283名348名が参加した（平成23年度は東日本大震災の影響で未実施）。
県内の電子マニフェスト導入事業者数は、平成22年度には666事業者であったものが平成25年度26年度には1,0991, 252事業者に増加している。
- ふくしまエコオフィス推進事業（生活環境部）
県内の事業所のゴミ減量化・リサイクルを推進するため、県が県内の事業所等のモデルとなってゴミ減量化等、環境負荷低減の取組みを推進した。
- ふくしまから発信！「ふくしま議定書」事業（生活環境部）
「福島議定書」の理念に基づき、各事業者等が日々の活動を見直し、廃棄物の発生抑制、節電や節水などの温暖化対策を推進することにより、省資源・省エネルギー対策を推進した。

不法投棄の未然防止

711,127千円
~~714,554千円~~

○不法投棄防止総合対策事業（生活環境部）

産業廃棄物不法投棄監視員や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実を図るとともに、不法投棄防止活動を行っている団体に補助金を交付するなど不法投棄防止のための総合的な対策を実施した。

毎年、県内各市町村に不法投棄監視員を約100名配置して年間延べ3,500日、不法投棄や不適正処理に関する監視活動を行ったほか、平成22年度から~~25~~26年度までの~~4カ年~~5カ年で、不法投棄防止活動を行った~~19~~22団体に補助金を交付するなどの事業を実施した。

平成18年度以降、産業廃棄物の不法投棄件数及び量は概ね減少傾向、平成22年度からは概ね横ばいとなっており、不法投棄件数の増加が抑制されている。

○産業廃棄物処理業務研修会開催事業（生活環境部）

産業廃棄物排出事業者及び処理業者を対象に、産業廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等について知見を広めるための研修会を開催した。

平成22年度から~~25~~26年度までの~~4年間~~5年間、毎年3回開催し、延べ~~1,875名~~2,476名の産業廃棄物業務従事者が受講しており、非常に関心の高い講習会となっている。

○産業廃棄物管理票報告書受付管理事業（生活環境部）

産業廃棄物排出事業者から提出された報告書の受付、整理及び内容確認等を行った（平成~~24~~25年度報告書件数~~4,735件~~4,599件、産業廃棄物管理票報告書の交付枚数

~~298,519枚~~285,041枚（郡山市、いわき市を除く））。

その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

639,728千円

~~641,159千円~~

○環境創造センター整備事業（生活環境部）

県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、産業廃棄物関係の調査研究や放射性核種分析法の開発などの研究開発事業等を実施するための拠点として、環境創造センターを整備する。

○産業廃棄物排出処理状況確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物の適正処理等を推進するため、県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの状況を経年的に把握することにより、廃棄物処理計画の進行状況及び産業廃棄物税の導入による効果を検証するとともに、将来予測等を行った。

○産業廃棄物税交付事業（生活環境部）

中核市（郡山市、いわき市）が行う、産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対し、交付金を交付した。

4 産業廃棄物税の今後のあり方について

(1) 税導入の効果

ア 県内排出量等に関する排出抑制等効果

景気の動向や東日本大震災による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取組みの中で、産業廃棄物税による排出抑制効果を抽出することは困難であるが、税を導入した平成18年度から東日本大震災前の平成22年度まで県内排出量は着実に減少している。

また、産業廃棄物税を活用し、①産業廃棄物排出量の抑制、②リサイクルの推進、③産業廃棄物処理施設の整備促進、④産業廃棄物に関する県民理解の促進、⑤不法投棄の未然防止の五つの方針に沿って各種施策を展開してきた。

その結果、平成22年度以降、平成~~25年度~~26年度までの4カ年5カ年に実施した産業廃棄物税充当事業の実績として、排出事業者等に対する施設整備等支援により、約2万~~4~~7千トン/年の産業廃棄物が削減されたほか、エコ・リサイクル製品認定数も21件から50件へ増加している。このほか、電子マニフェストの加入者数も操作説明会の開催などにより、平成22年度には666事業者であったものが平成~~25年度~~26年度には~~1,099~~1,252事業者にまで増加し、不法投棄監視体制の充実などにより不法投棄件数の増加傾向は見られないなど、税充当事業による一定の効果が認められる。

イ その他の効果

多量排出事業者等（排出事業者4社、中間処理業者1社、最終処分業者2社、中核市2市）から税導入による効果等について意見を聴取した結果からは、現在の税制度に対する理解は概ね得られていることがうかがえ、また、税導入の効果については、税導入後8年を経過していることから排出抑制等に対する意識はやや薄れているものの、排出事業者にあっては税負担額が大きくなりたくないよう排出抑制等に努めていることなどから、税導入による事業者への意識づけなどの効果は継続していることがうかがえる。

(2) 税制度の継続の必要性

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を推進していくためには、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産業廃棄物税などの経済的手法など、適切な施策を組み合わせることにより対応していくことが重要であり、その中で、産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に一定の効果があり、その役割は大きい。

税導入後、東日本大震災前の平成22年度まで産業廃棄物の県内排出量は減少しているものの、東日本大震災後の平成24年度以降には産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより排出量が増加していることなどから、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の各種施策を今後もより一層拡充していく必要がある。

このようなことから、持続可能な循環型社会を形成していくためには、現在の税制度を引き続き、継続することが適当であると考えられる。

(3) 税制度

ア 課税方式

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者に対し、搬入する産業廃棄物の重量に応じて産業廃棄物税を課している。制度導入後8年以上が経過し、納税状況についても、公平かつ確実に徴収され、滞納もないことなどから、制度自体は既に定着していると言える。さらに、見直しが必要となる大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式を継続することが適当であると考ええる。

イ 税率

現行の1トンあたり1,000円という税率は、県内の企業活動に多大な影響を与えているものではなく、排出事業者等の意見からも概ね了解が得られている。

また、産業廃棄物の県内外の流出入を助長しているという状況も見られない。

現時点で、産業廃棄物税を導入している全27道府県で1トン当たり1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き、現行の税率を継続することが適当であると考ええる。

ウ 徴収方法

最終処分業者が特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」で、本県を含む25道府県で採用している。

最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも小さい。また、排出抑制に加え、中間処理業者による減量化、リサイクルを促すことが期待できる。

一方、三重県、滋賀県で採用されている「事業者申告納付方式」は、排出事業者に直接税負担を課すものであり、排出抑制などの動機付けを働かせやすいというメリットはあるが、納税者の数が多いため事業者の把握が容易ではなく、徴税コストが大きい。そのため、年間排出量等が一定量に満たない場合には課税しないという「免税点」を設定せざるを得なく、税の公平性という点で課題がある。

以上を総合的に考慮すると、引き続き、現行の徴収方法を継続することが適当であると考ええる。

エ 課税の特例

本県では、自社の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、その重量の1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。この制度は多額の投資や努力により自社処分場を確保し、自ら処理することで排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられたものであり、自社処分事業者の納税額は減少傾向にあり、全体の税収額に占める割合は小さい。制度創設当時の趣旨も考慮して、引き続き、当該制度を継続することが適当であると考ええる。

また、排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分について1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。この制度は排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられたものであり、特例納付事業者の納税額は増減があるものの、平成26年度の全体の税収額に占める割合は税導入直後の平

成19年度と同程度となっており、対象事業者も平成23年度を除き、制度創設当時と変わらないことから、引き続き、当該制度を継続することが適当であると考える。

なお、本課税の特例に関しては、福島県地方税制等検討会の委員から「将来的には段階的に解消することを考えてもよいのではないか」また、「税理論として、税の優遇制度は小規模事業者に適用するのが一般的で、大規模事業者に適用するのは原則的にあまり好ましいものではない」との意見があった。

オ その他

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、排出事業者の理解を得る必要があること、厳しい経済状況の中で新たな負担を求めることの是非、徴税コストとの兼ね合い及び課税手法に関する課題があり、これらの課題を解決することが重要であるとする。

(4) 税の使途

産業廃棄物税は、次のような事業の財源とすべきである。

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・産業廃棄物排出量の抑制、排出量の削減への技術的・経済的支援
- リサイクル(物質循環)の推進
 - ・リサイクル技術の導入支援
 - ・産業廃棄物処理業などの環境産業の育成
 - ・企業間の情報交換ネットワークの構築
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・処理施設に対する地域住民の安全・安心の確保
 - ・処分場 処理施設 の周辺環境整備
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・環境教育、学習の振興
 - ・優良な処理業者の育成
 - ・産業廃棄物に関する県民理解の促進（広報、普及啓発）
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・不法投棄未然防止対策の推進
 - ・事業者に対する適正処理等の啓発
- その他産廃税の目的に適合する事業

産業廃棄物税を活用する事業については、計画から評価、見直しを適切に行い、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業を構築していくべきである。

また、産業廃棄物税を活用した事業やその成果等について、引き続き、県ホームページ等を通じて情報公開を行い、税負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者及び県民に対して周知し、理解を得るよう努めるべきである。

5 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、制度見直しの機会を確保する観点から、一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。

産業廃棄物税充当事業一覽

他道府県における産業廃棄物税の概要

他道府県における産業廃棄物税の概要

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
平成14年4月1日	三重県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000t未満は免税	課税	制度継続
平成15年4月1日	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続
	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	制度継続
平成16年1月1日	青森県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	岩手県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	秋田県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/t	課税	制度継続
	滋賀県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	制度継続
平成16年4月1日	新潟県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	奈良県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	山口県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続
平成17年4月1日	宮城県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	京都府	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	福岡県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税	課税	制度継続
	佐賀県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続
	宮崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続 徴収猶予の延滞金の免除規定を追加

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
平成17年4月1日	大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税 ・年間搬入量1万t超は税率軽減	課税	制度継続
	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続
	長崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		制度継続
	熊本県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・指定副産物(石灰灰に限る)の埋立処分は税額の1/4を減免 ・自社処分(管理型最終処分場)は税額の1/4を減免	課税(軽減あり)	制度継続
平成18年4月1日	福島県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万t超の部分については課税標準を1/2	課税(軽減あり)	制度継続
	愛知県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t	課税(軽減あり)	制度継続 課税対象の追加(水面埋立地にある安定型産業廃棄物の埋立処分場所)
	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1/4を控除 ・上記に該当し、かつ指定副産物(石灰灰に限る)の公有水面埋立区域内への搬入は重量の1/2を控除	課税(軽減あり)	制度継続
平成18年10月1日	北海道	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
	山形県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
平成19年4月1日	愛媛県	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t ・ <u>他者処分場の設置費用負担者</u> は750円/t	課税(軽減あり)	制度継続 税率軽減の追加(下線部)

(注)税額の※は減免等があるもの